

随意契約（相手方指定）調書

件名	町屋七丁目住宅昇降機設備改修工事	5100064
工（納）期	令和6年3月15日	
契約締結日	令和5年5月23日	
契約金額	26,620,000円（消費税込み）	

契約相手方	三精テクノロジーズ株式会社 東京支店 (法人番号：3120901006634)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>町屋七丁目住宅昇降機設備改修工事</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名称 三精テクノロジーズ株式会社 東京支店 所在地 東京都新宿区新宿四丁目3番17号 代表者 東京支店長 板垣 治</p>
<p>特命理由</p>	<p>本工事は、町屋七丁目住宅昇降機について、装置の新設や既設機器の更新等の改修工事を実施するものである。</p> <p>契約締結請求にあたり、事業主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、本改修は、既存設備のレールやかご等の主要部分を再利用したうえで各種装置の更新を行うものであり、本昇降機設備の製造・設置業者である上記業者以外は実施不可能である。</p> <p>以上の理由から、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>